

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 茅ヶ岳山麓地域

(1) 現況

本地域は、茅ヶ岳山麓の標高 400m～800m の西面傾斜地帯に農用地 666ha が存在しており、山麓の急傾斜地域で稲作経営が行われている。また、穂坂、上ノ山地区ではぶどう、りんご、おうとうを中心とした果樹営農を基幹としており、観光型農業を行うなどして、地域ブランドの確立に努めている。また、穂坂地区を中心に肉用牛、豚、採卵鶏等の畜産も盛んに行われている。

当該地域には急傾斜度で機械化が困難等の条件に恵まれない農地が多く存在するため、中山間地域の農地の荒廃を防止する措置を実施しており、中山間地域の農業振興の維持発展を図っている。今後とも水利確保や圃場整備等の基盤整備事業を推進し、農業振興を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

2. 中央平坦地域

(1) 現況

本地域は、標高350m～450mの本市中央部に農用地670haが存在している。

平坦地では水田地帯が広がり、塩川右岸の藤井、中田、穴山地区の199haでは県営圃場整備事業が完了しており、整備された圃場を利用した大型機械の導入による効率的な生産が行われている。

七里岩台上の新府地区では、ももを中心とした果樹栽培が行われ、新府開拓パイロット事業の導入に伴った80haのもも園が形成されており、特産品としてブランド化が進んでいる。しかし、この地域は元来水源に乏しい地域であるため、用水確保が難し

い状況である。そのため、平成18年度より県営畑地帯総合整備事業を導入し、水源確保、農道、農業用排水路の整備等を行い、農業生産基盤を整備するとともに、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体への農地流動化の促進を図っていく。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3. 釜無川右岸地域

(1) 現況

当地区の標高330m～450mの東面傾斜地に農用地1,092haが存在している。

釜無川からの取水の徳島堰や南アルプス山系を源とする中小河川からの水利に恵まれ、県内随一のブランド米が生産されている。今後は、農作業の受委託を基軸とした生産や集落営農組織の育成を推進する等、効率的な農業生産体制を確立していく。

また、当地域には傾斜度が高く機械化等の条件に恵まれない農地が多く存在するため、山間地域の農地の荒廃を阻止する措置を実施しており、今後も各種制度を活用して中山間地域の農業振興の維持発展を図っていく。

一方、当地区では、肉用牛、豚、採卵鶏等の畜産が行われており、今後も生産拡大を図るとともに、たい肥の地域内流通による有機資源の活用を図り、耕畜連携を図っていく必要がある。

さらに、大草地区では、ももを中心とした果樹栽培が行われており、県営畑地帯総合整備事業による農道や農業用排水路整備等の農業生産基盤の強化や、遊休桑畑を果樹園(もも)に転換する遊休農地対策事業を実施している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。また、第2号に掲げる事業の実施にあたっては、第1号に掲げる事業の活用も踏まえた検討を行い、より効果的な事業実施を行う。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	茅ヶ岳山麓地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、第3号に掲げる事業
②	中央平坦地域	
③	釜無川右岸地域	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村法の一部指定地域（円野町 清哲町 神山町）

(イ) 山振法の一部指定地域（円野町 清哲町）

(ウ) 山梨県知事が地域の実態に応じて指定する地域

a 8法地域に地理的に接する農用地

（旧韮崎町 穂坂村 藤井村 中田村 穴山村 旭村 竜岡村）

b 農林統計上の中山間地域（旧穂坂村 旭村）

c DID（人口集中地区）以外の地域で要件を満たす地域。ただし農林統計上の中山間地域に隣接する地域に限る。

（旧穂坂村 中田村 穴山村 旭村 大草村 竜岡村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

(エ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

- (2) 農業従事者一人当たりの所得が山梨県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象者とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手農業者として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、今後育成すべき農業者として市長が認める者とする。